

都職員の男女賃金格差の実態について

2025 年 11 月 12 日

日本共産党東京都議会議員団

小池都知事は、雇用分野での女性活躍を推進するために「女性活躍に関する条例（仮称）」を制定すると表明していますが、その目的を「東京の持続的な発展のため」としており、人権の視点が欠けています。

日本共産党都議団は、雇用分野での女性の労働について考える場合、これを人権問題と捉え、男女賃金格差の是正、均等待遇の実現、ハラスメントの禁止を明確に掲げ、ジェンダー平等を本気ですすめることが重要だと考えます。そして、これらを企業に求めるだけでなく、東京都自身が率先して実現することが必要です。

東京都は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 21 条にもとづき都職員の「男女の給与の差異」を公表していますが、これは同じ雇用形態（正規、非正規）や、同じ役職、同じ勤続年数同士の男女を比較するというもので、こうした比較だけでは格差を正確に反映したものになりません。しかも割合が示されるだけなので、一体何円の差があるのかもわかりません。

そこで日本共産党都議団は、国が義務付けた公表数字の基になる男女別、雇用形態別の職員数と給与総額の提出を都総務局に求め、入手しました。この数字は新たに東京都のホームページにも掲載されるようになりました。

日本共産党都議団は、総務局から提供された数字をもとに独自に計算を行い、特に男性正規職員との比較を行うことで、都職員の男女の賃金格差を明らかにしましたので、公表します。

【ポイント】 ※いずれもフルタイム勤務に換算した金額。

- 正規・非正規含む都の全職員の平均給与は、男性が 7 4 8 万円、女性が 6 7 1 万円で、女性の方が 7 7 万円低い。
- 正規同士で比較すると、男性より女性の方が 5 9 万円低く、管理職に占める女性の割合が 1 8 . 3 % に過ぎないことが影響していると考えられる。
- 非正規職員の平均給与は 4 6 0 万円で、男性正規職員（7 9 4 万円）の約 6 割しかない（差額 3 3 4 万円）。
- なかでも、女性非正規職員の 8 割を占める会計年度任用職員の平均給与は 4 2 2 万円で、男性正規の約半分（5 3 %、差額 3 7 2 万円）と、雇用形態を通じた差別につながっている。
- 都としても男女賃金格差をより正確に表すこれらの数字を公表・分析するとともに、常時ある仕事をする職員は正規雇用とするなど、格差を是正する抜本的な措置を講ずるべき。

【調査の概要】

- ・日本共産党都議団が総務局に求め、提供されるとともに都のホームページに掲載された資料は、別紙の通りです。（求めに応じて提供されたのは資料の3枚目）
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/r06kyuyosai>
- ・日本共産党都議団は上記の資料を基に、独自に、職員1人あたりの給与額等を算出しました。
- ・職員には、知事部局、公営企業3局、教育庁の本庁勤務、行政委員会、議会局職員が含まれます。警察・消防・学校教職員は含まれません。
- ・給与額は、フルタイムで働いた場合の金額に換算されています。

【結果の概要】

- 1、都の全職員（正規・非正規含む）の平均給与は、男性が748万円、女性が671万円で、女性の方が77万円低い。

	男性全職員	女性全職員	差額	女性／男性
平均給与	747万8269円	670万5409円	77万2861円	89.7%

- 2、正規職員の平均給与は、男性が794万円、女性が735万円で、女性の方が59万円低い。

	男性正規職員	女性正規職員	差額	女性／男性
平均給与	794万3826円	735万0346円	59万3481円	92.5%

- 3、非正規職員全体の平均給与は460万円で、男性正規職員の6割しかない（差額334万円）。

	平均給与	男性正規職員との差額	非正規／男性正規
非正規職員全体	460万1585円	334万2241円	57.9%
うち女性	445万6773円	348万7053円	56.1%

4、さらに女性の非正規職員の8割を占める会計年度任用職員の場合、平均給与は422万円と、男性正規職員の半分（53%）で、差額は372万円にも及ぶ。

	平均給与	男性正規職員との差額	非正規／男性正規
会計年度任用職員	422万0536円	372万0653円	53.2%
うち女性	420万7071円	373万6755円	53.0%

【考 察】

都の全職員の男女の賃金格差が77万円もあることが明らかになりました。

男女賃金格差の要因として、女性の役職者が少ないことや、女性に多い非正規職員の賃金が低いことが指摘されています。

東京都の場合は、正規職員同士の男女の賃金格差は59万3480円となり、これは管理職に占める女性の割合が18.3%に過ぎないことが影響していると考えられます。

非正規職員の賃金は、フルタイムで勤務した場合に換算して比較しても、非正規職員の平均給与は男性正規職員の6割弱にしかならず、334万円もの格差があることが明らかになりました。

非正規職員の大多数はフルタイムではありませんから、実際の給料はさらに少なく、月16日勤務で月給20万円の場合、年収340万円程度にしかなりません。しかも何年働いても昇給はありません。都政に必要な仕事を担いながらこれほどの大きな格差があるのは問題です。

都職員の非正規職員は、男性は相当数が定年退職後の職員であるのに対し、女性は現役世代が多いのも特徴です。

さらに女性の場合、非正規職員2596人のうち会計年度任用職員が2064人*と約8割を占めていますが、会計年度任用職員の平均給与は非正規全体の平均よりさらに低い422万円（女性は420万円）で、フルタイムで働いても男性正規職員の約半分（53%）にしかならず、さらに格差が広がります。*いずれもフルタイム換算。実員はもっと多い。

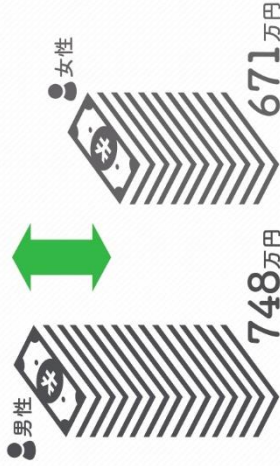
会計年度任用職員には、事務職に加え、女性相談員、消費生活相談員、学校司書など都民生活に不可欠の専門職も少なくありません。非正規雇用が、雇用形態を通じた女性差別となっていることを東京都は直視するべきです。

冒頭に指摘したとおり、東京都が現在公表している「職員の給与の男女の差異の情報公表」は、雇用形態や役職を通じた賃金格差を表現したものになっていません。雇用形態別、役職別、年齢別の男女別平均給与額をわかりやすく公表して、都民が比較できるようにすることが必要です。女性が多い専門職をはじめ常時ある仕事をする職員は正規雇用するなど、格差を是正する抜本的な措置を講じるべきです。

以 上

都職員 男女賃金格差

年収差 **77万円**



東京都は、都職員の賃金格差は少ないとしていますが、結果として正規・非正規を含む全職員の平均給与を比較すると、男性に比べて女性が77万円低くなっています。

都職員の男女賃金格差の実態

東京都庁
男女雇用均等課

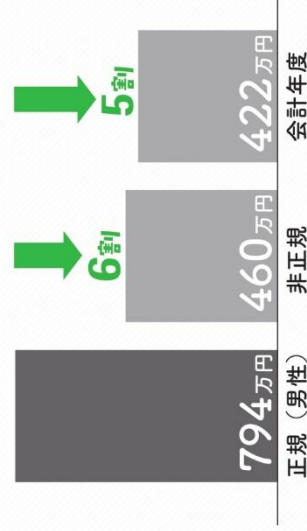
正規と比べ非正規は

6割しかありません



334万円
の格差

男性正規職員に対して、非正規職員は334万円、うち会計年度任用職員は372万円の格差となっています。



都職員の男女賃金格差の実態

東京都庁
男女雇用均等課

女性管理職が少な



正規職員で比較すると、男性より女性の方が59万円も低く、この背景には女性管理職が少ないうことが影響していると考えられます。

都職員の男女賃金格差の実態

東京都庁
男女雇用均等課

男女賃金格差

改善の提案

- ✓ 東京都として男女賃金格差をより正確に公表・分析すること
- ✓ 常時ある仕事をする職員は正規雇用とすること

都職員の男女賃金格差の実態

東京都庁
男女雇用均等課

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和7年6月公表）

特定事業主名： 東京都

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.8%
全職員	89.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.9%
本庁課長相当職	104.2%
本庁課長補佐相当職	100.5%
本庁係長相当職	96.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.4%
31～35年	94.0%
26～30年	95.0%
21～25年	89.9%
16～20年	87.4%
11～15年	89.8%
6～10年	94.2%
1～5年	97.3%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

<用語の解説等>

- 特定事業主とは、東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランで定める特定事業主を指します。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、任期付職員、再任用職員※、臨時的任用職員及び会計年度任用職員のうち共済組合の組合員を指します。
- 役職段階の各区分は国が示した例であり、これらに対応する都の役職は次のとおりです。

本庁部局長・次長相当職	職員の給与に関する条例に定める指定職給料表又はこれに相当する東京都公営企業職員の給料表が適用される局長級職員
本庁課長相当職	同条例に定める部長の職務の級又はこれに相当する東京都公営企業職員の級が適用される部長級職員
本庁課長補佐相当職	同条例に定める課長若しくは医長の職務の級又はこれに相当する東京都公営企業職員の級が適用される課長級職員
本庁係長相当職	同条例に定める課長代理、統括技能長若しくは技能長の職務の級又はこれに相当する東京都公営企業職員の級が適用される課長代理級職員

- 職員数は、常勤職員が1年間フルタイムで勤務した場合を一人として人数換算を行っています。
- ※ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を指します。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表に係る補足情報

都職員の給与制度は、地方公務員法に基づき、人事委員会勧告等を踏まえ、議会の議決を経て条例等により定められており、性別に関わらず同一の制度が適用されるため、制度上、男女の差異は生じませんが、職員の男女構成や継続勤務年数、勤務状況、諸手当の受給状況等において異なる状況がある場合には、実際の給与の支給に影響が生じる場合があります。

本補足情報は、こうした影響の背景として考えられる事項等について、追加的に情報公表を行うものです。

【職員の給与の男女の差異に関する補足情報】

○ 任期の定めのない常勤職員について

- ・ 扶養手当や超過勤務手当について、男性職員の受給額が多くなっており、こうした受給状況の差等が男女の給与の差異に影響を与えています。

○ 任期の定めのない常勤職員以外の職員について

- ・ 任期付職員や再任用職員など、給与水準の幅が広い様々な任用形態を一つの区分として集計していることにより、各職の男女構成が男女の給与の差異により大きく反映される構造となっています。なお、各職員区分別の割合は、以下のとおりです。

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期付職員	90.4%
再任用職員	104.9%
臨時的任用職員	98.9%
会計年度任用職員	99.2%

○ 男女別、職員区分別職員数及び給与の総額について

- 男女の給与の差異の算定の基礎となった職員数及び給与の総額は以下のとおりです。

職員区分	男性		女性	
	職員数 (人)	給与の総額 (円)	職員数 (人)	給与の総額 (円)
任期の定めのない常勤職員	22,387.3	177,840,825,429	9,051.2	66,529,450,902
任期の定めのない常勤職員 以外の職員	3,753.8	17,649,362,931	2,596.0	11,569,782,582
全職員	26,141.1	195,490,188,360	11,647.2	78,099,233,484

- 上記「任期の定めのない常勤職員以外の職員」を構成する職員区分別の内訳は以下のとおりです。

職員区分	男性		女性	
	職員数 (人)	給与の総額 (円)	職員数 (人)	給与の総額 (円)
任期付職員	447.7	2,857,843,612	296.8	1,713,734,847
再任用職員	1,379.6	6,622,390,924	221.9	1,117,507,460
臨時的任用職員	12.3	51,469,973	13.1	54,304,872
会計年度任用職員	1,914.3	8,117,658,422	2,064.2	8,684,235,403